

一般社団法人山梨県損害保険代理業協会 県央支部規則

(名称及び事務所)

第1条 この組織は、一般社団法人山梨県損害保険代理業協会（以下「本会」という）県央支部（以下「当支部」という）と称し事務所を支部長事務所に置く。

(目的及び組織)

第2条 当支部はその管轄地域内に事務所及び営業所または、住所を有する本会正会員及び一般会員（以下支部会員という）を以て組織する。

2. 当支部は地域に密着し、事業活動を推進するとともに本会の事業目的遂行のため最善の協力を行い、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 当支部は次の事業を行う。

- (1) 本会の事業を分掌し、支部内における推進、具体化に関する業務
- (2) 当支部内の会員間の情報交換、連絡、調整に関する業務
- (3) 本会に対する意見具申、提案に関する業務
- (4) その他、支部として本会の目的達成に必要な業務

(役員)

第4条 支部は、支部長、副支部長、幹事、会計、会計監事等、その他の役員を置くことができる。

2. 支部長は、原則として本会の理事が就任する。

(会議)

第5条 当支部の会議は、支部総会及び支部幹事会を原則とする。

2. 支部総会は、支部長が毎会計年度終了後2カ月以内に召集し、次の事項を決議する。

- ・事業報告及び収支決算
- ・事業計画及び収支予算
- ・役員を選任
- ・その他重要と認めた事項

3. 支部幹事会は、支部長が原則として召集し、次の事項を討議する。

- ・各事業の推進
- ・支部会員との双方向の連絡
- ・本会への意見具申等

4. 支部長は、支部総会及び支部幹事会の議事について議事録を作成し、その都度会議内容を本会に報告する。

(役員を選任)

第6条 幹事は、支部総会において支部会員の中から選出する。

2. 支部長、副支部長、及び会計は幹事会において幹事のなかから互選し、支部総会の承認を得るものとする。

3. 会計監事は、支部総会において選任する。

(役員職務)

第7条 支部長は当支部を代表して、支部に関する会務を統括する。

2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。

3. 会計は当支部の会計一般を処理し、これを支部総会に報告する。

4. 幹事は幹事会を組織し、当支部に関する会務を審議する。

5. 会計監事は会計を監査し、結果を支部総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再選は妨げない。(原則として本会役員任期と合わせる)

2. 補充により再選された役員は、前任者の残存期間とする。

(議決)

第9条 支部総会は支部会員の過半数の出席(委任状を含む)により成立し、その議事は出席の過半数をもって決する。

(会費)

第10条

当支部は支部会費を徴収することができる。

(会計)

第11条

当支部の会計は、本会の会計規則に基づき本会の制定する方法に沿って行う。

2. 支部長は、会計年度終了後決算内容を文書でもって、当支部に所属する会員及び本会に報告する。

(補足)

第12条

本規定に定めなき事項については、本会の諸規則に準ずるものとする。

2. 本規則は、本会の承認を得て施行する。

(附則)

第13条

本規則は2016年4月1日から施行する。